



令和 7 年 度

岬町立保育所

入 所 案 内



～お問い合わせ～

岬町しあわせ創造部子育て支援課

TEL 072-492-2709

◆保育所とは

保育所は、日々保護者にかわって児童を保育する児童福祉施設です。保護者のいずれもが、保育を必要とする事由のいずれかに該当することにより、日々児童を保育することができないと認められる場合に、入所することができます。

◆入所申込書の受付について

受 付 期 間	令和6年10月9日（水）～28日（月）まで ※土日を除く（保育所のみ土曜日可）
受 付 時 間	午前9時～午後5時まで
受 付 場 所	岬町役場子育て支援課または町内各保育所

※受付の際、家庭状況をお聞きしますので、保護者の方がお越しください。

※郵送での受付は出来ませんので、ご了承ください。

◆申請から入所までの流れ

- ① 支給認定書及び保育所入所申込書（確認書）を提出
↓
- ② 調査・利用調整
↓
- ③ 入所にあたり重要事項等説明会（各保育所）
↓
- ④ 支給認定証の交付
入所承諾通知書の交付
↓
- ⑤ 入 所

【新規入所・転所の場合】

お子さまが新しい環境に慣れるために、お子さまの月齢や様子によって、保護者の方と相談しながら徐々に利用時間を延ばしていく「慣らし保育」を推奨しています。

慣らし保育の実施にご理解、ご協力をお願いいたします。

（慣らし保育は、2週間から1ヶ月ほど必要になるとお考えください。）

◆入所の基準

保護者のいずれもが次のいずれかの理由で児童を保育できないと認められる場合。また、同居の祖父母（６５歳未満の方）についても児童を保育できないと認められる書類の提出が必要です。（６５歳未満の同居祖父母の書類を提出しなくても、保育施設の利用申込は可能ですが、入所選考の際、優先度合いが低くなります。）※世帯分離をしている場合も同居とみなします。

保育を必要とする理由	具体的な内容
① 就労	１か月に４８時間以上(通勤時間除く)労働が常態である場合
② 妊娠・出産	妊娠中または産後間もない場合 出産予定日から８週間後の翌日の属する月末を起算日として４ヶ月前から入所可能。
③ 疾病・障がい	保護者が病気、負傷、精神若しくは身体に障がいを有する場合
④ 介護・看護	同居または長期入院等の親族を常時介護、看護している場合
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災、その他の復旧にあたっている場合
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（起業準備を含む） ※認定期間は９０日を限度とする。期間内に就労できなかった場合は保育の利用が出来なくなります。
⑦ 就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合
⑨ その他	育児休業取得中にすでに保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合 ①～⑧に類する状態として町が認める場合

※なお、上記理由によりお申込みされても、次の場合は入所できません。

- ・保育所の定員に余裕がない場合
- ・虚偽の申し込みがあった場合
- ・身体虚弱のため保育に耐えられない場合
- ・集団保育が困難と判断される場合
- ・感染症の疾患を有する場合
- ・その他関係法令等に反している場合
- ・家庭保育のできない理由が認められない場合。

注)「集団生活に慣れさせたい」という理由だけでは入所出来ません。

◆保育所ごとの定員等

保育所名	所在地	電話番号	利用定員数	対象年齢
淡輪保育所	淡輪 4535-1	494-3567	132名	0～5 歳児
深日保育所	深日 899 (深日小学校内)	492-4955	59名	
多奈川保育所	多奈川谷川 1624 (多奈川小学校内)	495-5030	35名	

※土曜保育は、多奈川保育所の入所児童は深日保育所での合同保育となります。

◆歳児別生年月日表

クラス年齢	生年月日	クラス年齢	生年月日
0	R 6.4.2～R 7.2.3※	3	R 3.4.2～ R 4.4.1
1	R 5.4.2～R 6.4.1	4	R 2.4.2～ R 3.4.1
2	R 4.4.2～R 5.4.1	5	H 31.4.2～ R 2.4.1

※0歳児の入所は、生後57日以降の児童が対象です。

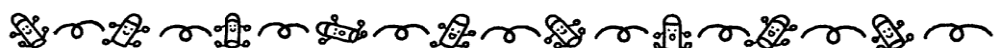
◆保育の必要量（就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます）

(1)「保育標準時間」利用（フルタイム就労を想定した使用時間）最長11時間

【午前7時30分～午後6時30分】

(2)「保育短時間」利用（パートタイム就労を想定した利用時間）最長8時間

【午前8時30分～午後4時30分】



◆入所申込みに必要な書類（次の①～⑥）

① **保育所入所申込書（確認書）**（新規入所は「黄色」継続入所は「黄緑色」の用紙です。）

○各年齢欄には、令和7年4月2日現在の年齢を記入してください。

○「保育の実施を必要とする理由」は、児童を保育出来ない状況を具体的に記入してください。

○「保育の実施を希望する期間」とは、就学（小学校入学前）までの期間内で保育を必要とする期間です。ただし、次の場合は期間が異なります。

(1)出産による入所……最長4ヶ月間（出産予定日から8週間後の翌日の属する月末を起算とし、4カ月前から入所可能）

(2)疾病等による入所…治療見込期間に相当する期間（最長年度末まで）

(3)介護等による入所…要介護見込期間に相当する期間（最長年度末まで）

(4)求職中による入所…90日を限度とする

○「児童の世帯員」は、入所希望児童と同居する家族全員を記入し「児童との続柄」欄は、入所児童を「本人」とし「父、母、姉、弟、叔父、祖母…」のように記入してください。

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、各種手帳の写し（コピー）を併せて提出してください。

②就労証明書

（児童を保育することができない事を証明するもので、父、母および同居している65歳未満の祖父母〈R7.4.1現在〉分が必要です）

※世帯分離をしている場合も同居とみなしますので、その方の分も必要です。

(1) 外勤……雇用主の証明（指定様式、3か月以内に証明されたもの）

(2) 内職……取引先・納品先または斡旋主の証明
（指定様式、3か月以内に証明されたもの）

(3) 自営……自営業主の証明と民生委員等の営業確認（指定様式）

(4) 出産……母子健康手帳の（氏名・出産(予定)日のわかるページ）写し

(5) 病気等…診断書等医師の証明書の原本・身体障害者手帳の写し等
（※診断書には治療期間と児童の保育ができない旨の記載が必要です）

(6) 親族の介護（看護）……介護(看護)状況申告書兼確認書（指定様式に民生委員の確認印が必要です。）と身体障害者手帳等の写しまたは、
診断書等医師の証明書の原本

(7) 学生……在学証明書(在学年が明記されていること)とカリキュラム

※その他、状況に応じ民生委員の確認書等が必要になる場合があります。

※兄弟姉妹で申込みの場合、証明書の原本は1部で結構ですが、人数分コピーしてください。

③施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書（新規入所の方のみ）

施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

○3つの認定区分

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
3歳以上の 場合	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	幼稚園
					認定こども園
3歳未満 の場合	「保育を必要とする理由」 に該当し、保育所等での 保育を希望される場合	2号認定	保育認定	保育標準時間 保育短時間	保育所
					認定こども園
3歳未満 の場合	「保育を必要とする理由」 に該当し、保育所等での 保育を希望される場合	3号認定	保育認定	保育標準時間 保育短時間	保育所
					認定こども園

※保育を希望し、「保育の必要な事由」に該当すれば、2号もしくは3号認定となります。

④**延長保育申込書** ※該当者で希望される方のみ提出してください。P3.保育の必要量参照
条 件……保護者のいずれもが居宅外労働でその就業時間が保育時間以上で、児童の送迎が
出来ない家庭に限ります。（居宅内労働〈内職等〉は不可）

申込方法…別紙「延長保育申込書」に必要事項を明確に記入し、父母のうち、主に送迎さ
れる方の勤務先で事業主の証明を受けて下さい。

⑤別紙①

⑥別紙②（新規入所の方のみ）

◆現在保育所に入所されている児童について

- ・現在保育所に入所されている児童で、継続入所を希望される場合は「確認書」（黄緑色）を提出してください。（この場合も新規入所と同じ書類「就労証明書等」が必要になります。）

◆保育の実施期間について

- ・希望を考慮した上で、保育に欠けると思われる範囲内で決定します。ただし決定した期間中であっても保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合は、その時点で退所（保育の実施解除）となります。また、保育所に入所できる基準に該当しているかどうかについては、毎年就労証明書等を提出していただき確認することになります。
※「保育を必要とする事由」を証明する書類の内容について、職場・通院先等に電話等で調査をする場合があります。

◆支給認定証・入所承諾について

- ・児童の家庭状況等を審査し、児童の保育が困難と認められた場合に、支給認定証を交付します。（保育所は、2号認定・3号認定）
- ・児童の保育が困難であり、その程度の高い児童から保育所の入所可能児童数に応じて入所の承諾・不承諾及び保留決定を行い、保護者宛に文書で通知します。

◆保育料について

- ・3歳児～5歳児又は、0歳児～2歳児までの非課税世帯は幼児教育・保育の無償化対象により保育料は無償です。
※3歳児～5歳児の保育料に関係する通知等は省略させていただきます。
- ・0歳児～2歳児までの課税世帯の保育料の算定は世帯の市町村民税額の所得割課税額の合計額で行います。
- ・市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

- 基本的には両親の税額で保育料を決定しますが、場合によっては両親以外の家計の主宰者で決定します。

保 育 料 徴 収 基 準 表

町立保育所（利用者負担月額）		
	3号認定	
	3歳未満児	
	標準時間	短時間
第1階層	0円	0円
第2階層	0円	0円
第3階層	5,500円	5,400円
第4階層	8,100円	7,950円
第5階層	11,500円	11,300円
第6階層	15,000円	14,800円
第7階層	18,300円	18,050円
第8階層	23,800円	23,400円
第9階層	25,250円	24,850円
第10階層	25,250円	24,850円

※上記の金額は、第1子の保育料半額実施後の保育料

ひとり親世帯・在宅障がい児の児童がいる世帯

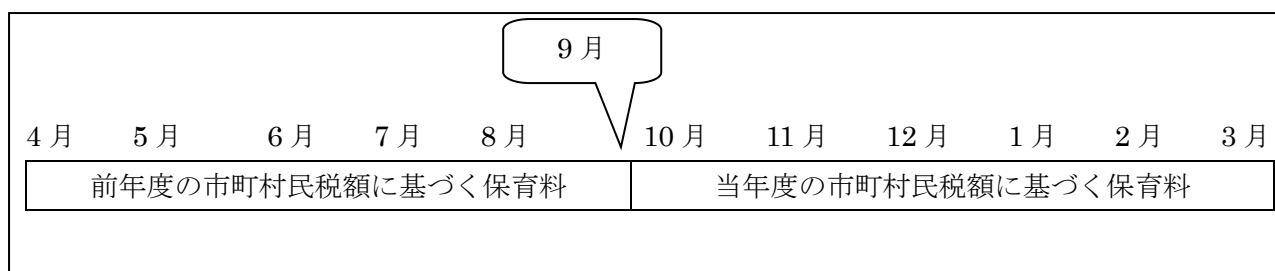
	3号認定	
	3歳未満児	
	標準時間	短時間
第1階層	0円	0円
第2階層	0円	0円
第3階層	2,200円	2,200円
第4階層	2,200円	2,200円
第5階層 (市町村民税所得割税額 69,000円以上 77,101円未満)	2,200円	2,200円
(市町村民税所得割税額 77,101円以上)	11,500円	11,300円

※上記の金額は、第1子の保育料半額実施後の保育料

第 1 階層	生活保護等の支給支援給付支援世帯
第 2 階層	市町村民税非課税世帯
第 3 階層	市町村民税所得割税額 48,600 円未満
第 4 階層	市町村民税所得割税額 48,600 円以上 69,000 円未満
第 5 階層	市町村民税所得割税額 69,000 円以上 97,000 円未満
第 6 階層	市町村民税所得割税額 97,000 円以上 135,000 円未満
第 7 階層	市町村民税所得割税額 135,000 円以上 169,000 円未満
第 8 階層	市町村民税所得割税額 169,000 円以上 301,000 円未満
第 9 階層	市町村民税所得割税額 301,000 円以上 397,000 円未満
第 10 階層	市町村民税所得割税額 397,000 円以上

○保育料の階層区分の決定は9月です。

- ・4月～8月分は前年度分の市町村民税所得割課税額、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税所得割課税額により決定します。



○保育料の軽減について

同一世帯から 2 人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園などに入所している場合で、そのうち保育施設に入所している児童の保育料は 2 人目以降無償となります。

また、岬町の施策として、第 1 子は保育料半額、第 2 子以降は無償化を実施しています。

（第 2 子以降とは、同一世帯から保育所、幼稚園、認定こども園などに入所している児童のうち、2 人目以降をいいます。）

※ただし、年収 360 万円未満相当世帯については、一部考え方が異なります。

○結婚や離婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合や、修正申告等により市町村民税所得割税額が変更になった場合は、保育料を再計算しますので、子育て支援課までご連絡ください。

この場合の保育料の変更は、届出をいただいた翌月以降分からの適用となります。

○月途中の入退所については保育料の日割計算の対象となりますが、欠席については、日数に関わらず保育料をお返しすることはできません。

○保育料の納付方法は、口座振替により納入していただきます。

振替日は毎月25日（土・日・祝にあたる場合は翌営業日）に指定の口座より引き落としとなります。残高不足等で振替が出来ない場合がありますので、毎月の振替日までには必ず預貯金残高を確認してください。

◆給食費の無償化について

子育て世代の経済的負担を軽減するために、町内に住民票があり、町内の保育所に在籍する児童の給食費は無償です。

町外の施設に通園の方は、助成対象となる場合がありますので、お問合せ下さい。

なお、副食費に関する書類の通知等は省略させていただきます。

◆留意事項

◎第1希望の保育所等の入所申込が受入人数を超えた場合は、選考基準に基づき、入所の調整を行います。その結果、第1希望以外の保育所をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◎入所申込に必要な書類が不足している場合、受付できませんのでご了承ください。

◎入所申込に必要な書類に不備がある場合や提出期限を過ぎた場合は入所できない場合があります。

◎虚偽の申請が判明した場合は、入所承諾を取消し退所していただきます。

◎申込内容（世帯構成・住所・保護者・税額・勤務先等）に変更が生じた場合、または入所の必要がなくなった場合は、ただちに保育所または子育て支援課まで連絡してください。

◎入所してから家庭で保育できるようになった時は、入所要件がなくなるため入所承諾を解除します。

◎年度の途中または、就学以前で退所する場合は、「退所届」を保育所に提出してください。

◎途中入所の申込受付期間は、入所希望月の2ヶ月前から前月の10日までとなっています。

（※10日が閉庁日の場合は、翌開庁日が翌月入所希望分の申込締切日となります。）